

岩手県告示第629号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者国土交通大臣から申立てがあった。

令和7年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一級河川北上川水系北上川上流改修工事（一関遊水地・岩手県一関市舞川字河岸地内から同県西磐井郡平泉町長島字沢口地内まで）
- 2 収用の手続を開始する起業地 なし
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県一関市舞川字三番谷起及び西磐井郡平泉町長島字山王地内
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所及び平泉町役場